

吸収分割公告

下記会社は吸収分割して乙は甲の映像制作事業部における全事業に関する権利義務を承継し甲はそれらを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成22年10月1日であり、甲は会社法第784条第3項、乙は会社法第796条第3項の規定に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずにこの吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)

<http://www.avex.co.jp/koukoku/avexgroup.html>

(乙)

<http://www.avex.co.jp/koukoku/avexgroup.html>

平成22年8月31日

東京都港区南青山三丁目1番30号

(甲) エイベックス・マーケティング株式会社

代表取締役 林 真司

東京都港区南青山三丁目1番30号

(乙) エイベックス・エンタテインメント株式会社

代表取締役 松浦 勝人